

**君津市清和地域拠点複合施設内
キッチンカー等設置販売実証実験
事業者募集要項**

**令和 7 年 2 月
君津市**

1 目的及び事業概要

清和地域拠点複合施設の敷地の一部を使用し、キッチンカー又は移動販売車を用いた事業者（以下「事業者」と言う。）を呼び込み、飲食物の提供又は物販を行うことで地域住民の福祉の向上及び地域活性化を図ることを目的に実証実験を行う。

2 事業内容

（１）販売方法

事業者は、市が指定する清和地域拠点複合施設の敷地の一部を使用して、キッチンカー又は移動販売車による対面式販売を行い、飲食物の提供又は物販を行う。

（２）実証実験の期間

令和 7 年 2 月 1 日（土）～令和 7 年 7 月 3 1 日（木）

※期間は状況に応じて変更することがある

（３）出店場所

君津市清和地域拠点複合施設の敷地内指定場所（君津市西栗倉 3 6 番地）

（４）出店期間

出店は、日単位とする。

（５）出店可能日等

ア 出店可能日

国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び年末年始（1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日まで）を除く日。ただし、市長が必要があると認めるときは、使用を不可とする。

イ 出店可能時間

時間は施設の開館時間に準ずる。

（６）出店料

無料とする。

（７）販売にあたっての注意

ア 販売価格

社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。

イ 販売を禁止するもの

アルコール類、その他市が妥当でないと認めるもの。

ウ 食中毒予防策及び感染予防策の実施

食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒など、食中毒予防のために行う一般的な衛生管理を必ず実施すること。また、感染

症流行時等は、感染予防対策を講じること。

エ 清掃等の実施

- ①使用場所の清掃は事業者が実施すること。
- ②事業者はごみ箱を設置し、販売に伴って発生したごみを回収し、事業者の責任において処分すること。また発生した排水についても、敷地内に廃棄せず、事業者の責任において処分すること。
- ③事業者の備品等の維持管理や防犯対策は事業者の責任において実施すること。

オ 資材等

出店に必要となる資材等はすべて事業者が用意すること。また、清和地域拠点複合施設の設備に毀損・汚損等を及ぼす可能性がある資材を使用する場合は、事前に市と協議を行うこと。

(8) 電気・水道の使用について

- ①電気を使用する時は発電機を持参すること。
- ②食器等の洗浄等で水道を使用する時は、原則車内設備で対応すること。

(9) 遵守事項

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例及びその施行規則に規定する内容を遵守するほか、以下の項目も同様に順守すること。

- ①使用場所及び周辺の整理整頓と清潔の保持に努めること。
- ②食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- ③清和地域拠点複合施設の利用者の妨げにならないよう十分配慮すること。
- ④使用場所以外にベンチ・机・パラソルなどを設置することはできない。
- ⑤過度な客引きなどは行わないこと。
- ⑥政治的又は宗教的な勧誘とみなされる行為は行わないこと。
- ⑦音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- ⑧出店時間を遵守し、終了後は、使用場所の原状回復を行うこと。
- ⑨出店に際して、キッチンカー・移動販売車以外の車両の駐車については、希望に応じて1台分のみ駐車場の使用を認める。ただし、駐車場所は市が指定する。
- ⑩使用場所を市が使用する必要が生じた場合や災害等の理由により、使用許可の取消又は変更をした場合、それにより発生した損害に対する補償は行わない。
- ⑪市が随時行うアンケート調査などに協力すること。

3 事業者の資格

- (1) 団体等及びその代表者が君津市の市税を滞納していないこと。
- (2) 君津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく再生手続又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続を行っていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(5) 直近3年間に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく行政処分を受けていないこと。

(6) 食品営業許可証(自動車による営業に限る)等、実施に当たり、法令等により必要となる許可、資格等を有すること。

(7) 生産物賠償責任保険(PL保険)等に参加していること。

※(5)から(7)までは、キッチンカーによる飲食物の提供をしようとする事業者が満たすべき資格とし、飲食物の提供を行わず移動販売車による物販のみを行う場合は免除する。

4 出店の手続き

(1) 提出書類

以下のアからクまでの書類を、出店希望日の3日前までに必要書類を提出すること。なお、初めて出店する時は、希望日の2週間前までに提出すること。

ア 参加申込書

イ 誓約書

ウ 君津市の市民税の納税証明書(又は非課税証明書)

エ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

オ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し

カ キッチンカー・移動販売車の車検証の写し

キ 開店状態がわかる写真画像

ク 店舗名、主なメニュー、価格が記載されたチラシ等

※エとオは、キッチンカーによる飲食物の提供をしようとする事業者が提出するものとし、飲食物の提供を行わず移動販売車による物販のみを行う場合は免除する。

※各種証明書等が有効期限内であること。更新中もしくは申込中などの場合はその旨を事前に申出、使用期間前までに取得した証明書等を速やかに提出すること。

※1度使用の許可を得た事業者で、提出書類のうち変更がないものは、提出を免除する。

※必要に応じて、追加書類等の提出を求める場合がある。

(2) 提出先・提出方法

ア 提出先

君津市 清和地域市民センター

〒292-1168 千葉県君津市西栗倉36番地

電話：0439-29-7537 / FAX：0439-29-7538

メールアドレス：seiwa-g@city.kimitsu.lg.jp

イ 提出方法

提出先窓口に直接持参、郵送、メールのいずれか
ただし、郵送の場合は申込期間内の必着とする。

ウ 注意事項

提出された書類の返却はしない。

申込に要する一切の費用は、申込者の負担とする。

(3) 出店の決定

申込者へ出店についての連絡を行う。

応募者多数の場合は、抽選により出店数を制限することがある。

また、出店する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することを禁ずる。

(4) 出店許可の取り消し

出店許可決定後に本要項に定める遵守事項違反等が発生した場合は、許可を取り消す。

5 その他

この要項に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。

6 問い合わせ先

君津市 清和地域市民センター

〒292-1168 千葉県君津市西栗倉 3 6 番地

電話：0439-29-7537 / FAX：0439-29-7538

メールアドレス：seiwa-g@city.kimitsu.lg.jp